

公的年金額の引下げの見直しに関する意見書（案）

令和4年度の公的年金額は、法律の規定により、令和3年度から0.4%の引下げとなった。国民年金の場合、1人分の年金額は、満額で月額6万5,075円から6万4,816円に引き下げられている。

一方で、政府が行ってきた量的・質的金融緩和やロシアによるウクライナへの軍事侵攻などの影響により、本年4月の消費者物価指数は、前年同月比で2.5%も上昇しており、国民の生活を圧迫している。

こうした状況下で公的年金額が引き下げられれば、年金受給世帯の生活はますます困窮することになる。その結果、消費の冷え込み、経済の疲弊、現役世代の賃金の引下げにまで波及し、公的年金額が更に引き下げられるという悪循環になる。

これまでも、公的年金額の引下げ、医療費の負担増、消費税の増税などにより国民の生活は苦しい状況にあり、更なる圧迫は避けるべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、公的年金額の引下げを見直すよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て